

# 令和4年度別府市共生社会形成プランの評価概要

## 1 共生社会形成プランとは

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例(平成25年別府市条例第32号。以下「ともに生きる条例」という。)では、共生社会の実現のため、市が実施すべき内容として、次のことを定めている。

○市民・事業者に対する啓発等を行うべきこと(第9条)

○個別の場面に応じた合理的配慮に関する施策を行うべきこと(第10条～第16条)

○親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を実施すべきこと(第23条)

これらを着実に実行に移していくために、「ともに生きる条例」では、各施策について、「計画(Plan)を立てる⇒計画に基づいて実施(Do)⇒実施内容を評価(Check)⇒評価結果に基づき改善(Action)」

というPDCAサイクルにより行っていくべきこととしている。

「共生社会形成プラン」は、このPDCAサイクルの「P」に当たるものである。

## 2 評価の目的

実施内容を評価し、その結果を改善(Action)につなげるために行うもので、PDCAサイクルの「C」に当たる。

## 3 評価の対象事業

「ともに生きる条例」第9条から第16条まで及び第23条に基づき行う事業として「令和4年度共生社会形成プラン」に定められた全事業(26事業)を対象として行う。

## 4 評価の方法

各事業ごとに、①内部評価(事業担当課による自己評価)、②外部評価(外部機関等による客観的な評価)の2段階で行う。外部評価では、「事業の実施内容」と「内部評価」を基に、ともに生きる条例の各根拠規定に照らして「どの程度効果があったか」という視点から、「A」「B」「C」の3段階による評価を決定する。また、助言や提言などがある事業については、「附帯意見」を付すこともできる。

計画の妥当性	計画が、条例に規定する内容の推進につながるものであるかどうか。
達成度	計画に対する実施結果の度合い。計画を全て実施できた場合に達成したとみなす。
困難度	事務量が膨大である、特別なノウハウが必要など、計画の実施を困難にする度合い。
A	計画が妥当であり(計画の妥当性)、 ・計画を達成した場合(達成度) ・計画の困難度が高いが、7割程度達成した場合(困難度+達成度)
B	A, Cに該当する場合以外の場合
C	・計画が妥当でない場合(計画の妥当性) ・困難度は高くないが、達成度が7割程度を下回った場合(困難度+達成度) ・計画の困難度が高く、達成度が5割程度を下回った場合(困難度+達成度)

## 5 外部評価の主体

別府市障害者自立支援協議会全体会及び実務担当者会議  
(実務担当者会議で議論して外部評価案を作成し、全体会で決定)

## 6 評価結果の取扱いについて

評価結果は、ホームページ等で広く公表するとともに、各担当課に通知する。各課において、評価されたプランの翌年度の事業の実施、翌々年度のプランの策定に反映していくこととなる。

## 7 スケジュール

R5.3.31,4.21 実務担当者会議委員に内部評価結果をメール送付

~R5.5.10 実務担当者会議委員は各自評価した内容を分科会とりまとめ者へメールにて提出

R5.5.24 とりまとめ者が各分科会の評価結果を集約。実務担当者会議にて内容を審査し、外部評価案として議決

R5.8.25 別府市障害者自立支援協議会全体会で外部評価決定(最終)

## 8 評価結果概要

	内部評価			実務担当者会議 外部評価案			外部評価(確定)	
A	8	31%	➡	4	15%	➡	4	15%
B	17	65%		21	81%		21	81%
C	1	4%		1	4%		1	4%
計	26	100%		26	100%		26	100%